

第4章 施策の展開

第1節 支援につなげる・支援をつなぐ

子育ての悩みや困りごとは、生活状況などによらず全ての家庭に生じる可能性があります。また、支援が必要な家庭の一部では、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したまらない等の状況も考えられることから、全ての市民から見えやすく分かりやすいワンストップの相談窓口として「市民なやみごと相談窓口」の周知と利用促進を図るとともに、子育て支援事業の利用や母子保健に関わる相談支援を行う事業を活用し、総合的な情報提供・相談体制の充実を図ります。

全ての妊産婦・乳児のいる家庭を対象とした母子保健関連の訪問事業など、あらゆる機会を通じて支援の必要な子どもと家庭を早期に発見・把握し、早期の対応を図ります。

各種相談等により受け止めた悩みや困りごとへの対応を適切な支援制度につないでいく連携体制の整備に努めます。

取組の分野

1-1 情報提供・相談体制の充実

1-2 課題や悩みの早期把握

1-3 支援の連携体制整備

関連データ

本市における、困ったときに相談する相手が「いない」人の割合

- 小学5年生の保護者 6.7% (困窮層では) 12.5%
- 中学2年生の保護者 7.1% (困窮層では) 22.9%

(武蔵村山市 生活実態調査 平成30年)

1-1 情報提供・相談体制の充実

●=本市の事業（国・東京都等との連携含む） ○=東京都等における事業（以下同じ）

● 市民なやみごと相談窓口

福祉総務課

相談する担当課が分からない、複数の課題を抱えている、何らかの理由で経済的に困窮している（困窮する可能性がある）など、生活や福祉に関する悩みごとについての相談を総合的に受け付け、各種支援につなげる。また、子どもの貧困対策を推進する「子どもの貧困対策推進連絡会」の事務局として、各種支援をつなぐ。

● 子ども家庭支援センター

子ども子育て支援課

子ども家庭総合支援拠点として、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施するとともに、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）との一体的運営による支援拠点の強化を図る。

● 子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）

子ども子育て支援課

子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。市内の全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等が面接、相談等を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩みごと等に対応する相談支援を行う。

● 子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）

子ども子育て支援課

市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。

● 子ども・子育て応援アプリ

健康推進課

子ども子育て支援課

予防接種や健康診査の予定、子どもの成長の管理をし、子育てをしていく中で必要な手続や情報を掲載するアプリを配信する。

● 子育て応援ガイド

子ども子育て支援課

子育て応援ガイドブックを発行し、子育てをしていく中で必要な手続や情報の提供を行う。

● 外国語版ホームページの運用

秘書広報課

外国語版ホームページを運用し、外国人居住者が住みやすい環境づくりに努める。

● パンフレット等への外国語併記

関係各課

各種ガイドブックやパンフレットへの外国語併記など必要な情報を提供し、多文化共生のまちづくりを推進する。

● 多文化共生推進事業協力員制度

協働推進課

多文化共生推進事業に協力する職員として、日本語を話せない外国人が来庁した際の通訳や翻訳、国際交流事業等に協力する。

1-2 課題や悩みの早期把握

- **こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導** 子ども子育て支援課

全ての妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。

- **乳幼児健康診査** 子ども子育て支援課

身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）、3歳児において実施する。

1-3 支援の連携体制整備

- **相談事業の連携強化** 福祉総務課

各種相談事業により把握した状況を「子どもの貧困対策推進連絡会」を通じて共有し、子どもの居場所や適切な支援制度へつなげるなど、各種取組の連携を図る。

- **子どもの貧困対策推進連絡会** 福祉総務課

庁内各部署の連携を図る連絡会において、子どもの貧困対策推進に係る総合的な協議を行い、本市の各種支援の連携を図る。

第2節 子どもの学びを応援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが大切です。全ての子どもを通う学校を、課題を抱える子どもたちへの支援のプラットフォームと捉え、スクールソーシャルワーカーの活用などにより学校と福祉部門との連携強化を図ります。

また、生まれ育った環境により受けられる教育に差が出ることのないよう、教育費負担の軽減や地域における学習支援等の取組で、全ての児童・生徒の学力向上や学習の機会提供を図ります。

取組の分野

2-1 学校をプラットフォームとする支援

2-2 教育費負担の軽減

2-3 地域における学習支援等

関連データ

全国における、生活保護世帯の子どもの高校等進学率

93.7%

(厚生労働省社会・援護局保護課調べ 平成30年4月1日現在)

本市における、学校の授業が「ほとんどわからない」子どもの割合

●小学5年生 **2.9%** (困窮層では) **12.5%**

●中学2年生 **6.5%** (困窮層では) **12.8%**

(武蔵村山市 生活実態調査 平成30年)

2-1 学校をプラットフォームとする支援

● 教育相談室

教育指導課

相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等の相談事業を実施する。

● スクールカウンセラーの配置

教育指導課

不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。

● 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

教育指導課

子どもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、確かな学力の定着や心と体の育成を図ることができる教育を推進する。

● 特別支援学級

教育指導課

小・中学校に障害種別に応じた特別支援学級を設置し、充実した教育の実施を図る。

● 特別支援教室

教育指導課

知的障害のない発達障害等で通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が在籍校で特別な指導を受けることができるよう特別支援教室の充実を図る。

2-2 教育費負担の軽減

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ● 就学援助費 | 教育総務課 |
| <p>経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の補助を行う。
 (世帯全員の前年の所得合計が教育委員会で算定した限度額以下の世帯)</p> | |
| ● 奨学資金 | 教育総務課 |
| <p>高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在学又は進学する者で、向学心旺盛だが経済的理由により修学困難な生徒に修学上必要な資金を支給する。
 (在籍校長の推薦に基づき、審議会において厳正に審査し、対象者を決定)</p> | |
| ● 生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業 | 生活福祉課 |
| <p>被保護世帯に属する児童・生徒に対し、健全育成経費を交付する。
 (生活保護世帯)</p> | |
| ● 生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業 | 生活福祉課 |
| <p>次世代育成の観点から、自立支援プログラムに基づき学習塾等への通塾や、夏季・冬季講座、通信講座、補習講座等の受講等により、在宅での学習環境を整える必要が認められる生活保護法に基づく被保護世帯の児童・生徒を対象とし、その経費の一部を支給する。
 (生活保護世帯)</p> | |
| ● 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 | 子ども青少年課 |
| <p>私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。</p> | |
| ● 教育扶助（教材代、学習支援等） | 生活福祉課 |
| <p>生活保護受給世帯の児童が義務教育を受けるときの扶助を行う。
 (生活保護世帯)</p> | |
| ● 母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 | 子ども子育て支援課 |
| <p>児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において就学するのに必要な資金（授業料、施設費、通学費、教科書代など）を貸付ける。</p> | |
| ○ 生活福祉資金制度 | 東京都福祉保健局 |
| <p>低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。</p> | |
| ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 東京都福祉保健局 |
| <p>学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸付けることにより、低所得世帯の子どもを支援する。</p> | |
| ○ ひとり親家庭等生活向上事業 | 東京都福祉保健局 |
| <p>ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子どもの生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える。</p> | |

※東京都の担当部署は「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」等を参考に記載（以下同じ）

○ **児童養護施設における学習・進学支援等**

東京都等

小・中学生の基礎学力向上や、自分の進路・学びを選べる進学・進路保障に向けた個別支援等を強化し、入所児童への学習及び進学保障を行う。

○ **自立生活スタート支援事業(就学支度資金貸付)**

福祉保健局

児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。

2-3 **地域における学習支援等**

● **地域未来塾**

文化振興課

家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。

● **放課後子供教室の充実**

文化振興課

小学校児童を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

● **土曜日チャレンジ学校**

文化振興課

児童・生徒を対象として、土曜日等に様々な文化活動・体験活動の機会を提供し、児童・生徒の土曜日等をより豊かで有意義なものとする。

第3節 生活を応援

質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えるため、幼児教育・保育の充実により全ての子どもの幸せな未来づくりや貧困の世代間連鎖を断ち切ることにつなげます。

保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭であっても、小学生、中学生、中学校を卒業した後の子どもたちが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

子どもの健やかな育ちには、母親の妊娠・出産期からの親子の健康づくりが重要です。育児・生活に関する困難や悩みから、早期に生活・就労等の各種の支援へつなげていくため、妊婦健診等を通じた状況把握に努めます。

特に、ひとり親家庭にとっては出産直後の家事、住まいの確保など日常的な暮らしに関わる事柄が子どもとの生活を営む上で大きな問題となることも多いため、暮らしに関する多方面からの支援に努めます。

取組の分野

3-1 子育て支援サービスの充実

3-2 子どもの居場所づくり

3-3 親子の健康づくり

3-4 生活全般に関する支援

関連データ

子どもの朝ごはん摂取率

小学6年生 (東京都) **87.5%** (武蔵村山市) **86.3%**

中学3年生 (東京都) **83.2%** (武蔵村山市) **79.5%**

(生活習慣や学習環境に関する調査(全国学力・状況調査) 平成29年)

ひとり親家庭で養育費についての取り決めをしている割合(母子世帯)

(全国) **42.9%** (武蔵村山市) **44.9%**※

(全国: 全国ひとり親世帯等調査 平成28年11月1日現在)

(武蔵村山市: ひとり親家庭等ニーズ調査 平成30年)

※取り決めをしていない36.6%、請求できることを知らなかった0.8%、その他15.1%、無回答2.6%を100%から差し引いた数値

3-1 子育て支援サービスの充実

<ul style="list-style-type: none"> ● 認可保育所による通常保育事業 保護者の就労等により、家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域型保育事業 少人数の単位で3歳未満児を対象とする小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育事業の活用を図る。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園の設置 認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する認定こども園の活用を図る。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● 認証保育所事業 保育ニーズの多様化に対応するため、東京都が認証した認証保育所の活用を図る。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園における預かり保育事業 早朝、延長、長期休業期間中の預かり保育を実施する。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● トワイライトステイ事業 保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。 	子ども子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 休日保育事業 保護者の就労等により、日曜日や祝日の日中に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリー・サポート・センター事業 仕事と育児の両立のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。 	子ども子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり事業 保育所における保育が行われていない乳幼児を対象に、保護者の疾病等による緊急時や、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い、一時的に乳幼児を保育する。 	子ども青少年課
<ul style="list-style-type: none"> ● 病児保育事業 生後6か月から小学校3年生までの児童を対象に、保護者の就労等により、病気中や病気の回復期で保育所や小学校等へ通えない児童が家庭での保育に欠ける場合、一時的に児童を保育する。 	子ども子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもショートステイ事業 2歳から12歳まで（中学生を除く。）を対象に、保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かる。 	子ども子育て支援課

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 養育支援訪問事業 <p>育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による指導助言等を行う。</p> | 子ども子育て支援課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）（再掲） <p>市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。</p> | 子ども子育て支援課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 保育コンシェルジュ事業 <p>保護者が保育サービスを適切に選択し、かつ、円滑に利用できるよう、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を行う。</p> | 子ども青少年課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもカフェ事業 <p>0歳から就学前までを対象に、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図りながら様々な体験ができる場を提供し、保護者の子育てに対する不安感、負担感を緩和する。</p> | 子ども子育て支援課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 児童館親子ひろば事業 <p>児童館の比較的用户者が少ない午前中の時間帯を利用し、乳幼児及びその保護者を対象に歌遊びや絵本の読み聞かせなどを行いながら交流や子育て相談ができる居場所の提供を図る。</p> | 子ども青少年課
(児童館) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● おはなしの会 <p>乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを実施する。</p> | 図書館 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども食堂推進事業 <p>地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりを支援する。</p> | 子ども子育て支援課 |

3-2 子どもの居場所づくり

● 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	子ども青少年課 （児童館）
小学生のうち、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等により、適切な監護が受けられない児童を対象に、一定時間組織的に指導・支援し、その危険防止と健全育成に努める。	
● 放課後子供教室の充実（再掲）	文化振興課
小学校児童を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	
● 一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置	文化振興課 子ども青少年課 （児童館）
学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が、同じ活動場所で、同一の活動プログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努める。	
● 学童クラブと放課後子供教室の連携等	文化振興課 子ども青少年課 （児童館）
学童クラブ及び放課後子供教室の「一体的又は連携による実施」、「関係部局の連携」、「小学校の余裕教室等の活用」、「特別な配慮を必要とする児童への対応」に関する具体的な方策等について、放課後子供教室運営委員会等において意見交換を行うことにより、児童のより良い居場所づくりに努める。	
● 児童館の充実	子ども青少年課 （児童館）
地域の子どもたちの遊び場、交流の場として、児童館事業の充実を図る。	
● 地域未来塾（再掲）	文化振興課
家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	
● 土曜日チャレンジ学校（再掲）	文化振興課
児童・生徒を対象として、土曜日等に様々な文化活動・体験活動の機会を提供し、児童・生徒の土曜日等をより豊かで有意義なものとする。	
● おはなしの会（再掲）	図書館
乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを実施する。	
● 子ども食堂推進事業（再掲）	子ども子育て支援課
地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりを支援する。	

3-3 親子の健康づくり

- パパとママのマタニティークラス（母親学級・両親学級）**

妊産婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行う。また、受講妊婦を対象に歯科健康診査を行う。

子ども子育て支援課
- 妊産婦健康診査**

妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。

子ども子育て支援課
- 精密健康診査**

妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。

子ども子育て支援課
- 乳幼児健康診査（再掲）**

身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）、3歳児において実施する。

子ども子育て支援課
- 予防接種**

予防接種法に基づく定期予防接種、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく結核検診を実施し、感染症等の予防に努める。

健康推進課
- 乳幼児歯科健康教室（かむかむキッズ）**

10 か月から1歳6か月の乳幼児を対象に、初期のむし歯予防を目的とした食事のポイント、おやつを試食、歯みがき等について講話を行う。

子ども子育て支援課
- 乳幼児歯科相談**

主に1歳前後～4歳までの乳幼児を対象に、歯科健診や歯みがきの相談を定期的実施する。

子ども子育て支援課
- 保健指導票の交付**

経済的な理由で医療機関での健康診査を受けることが困難な妊産婦や乳幼児に対して、保健指導票の交付を行う。

子ども子育て支援課

3-4 生活全般に関する支援

● 賃貸住宅の供給促進	都市計画課 市民課
市民の多様な住宅需要に対応するため、公的住宅の整備を東京都、東京都住宅供給公社、都市再生機構などの住宅供給主体に要請する。また、都営住宅のパンフレット等の配布及び地元割当ての募集事務を行う。	
● 居住支援協議会設立の検討	都市計画課 福祉総務課
住宅セーフティネット法に基づく居住支援の充実のため、国、東京都等の動向も踏まえ、居住支援協議会の設立について検討を行う。	
● 育児支援ヘルパー事業	子ども子育て支援課
出産後間もないため家事や育児が困難な家庭（退院日の翌日から3か月以内）に対して、訪問して身の回りの世話や育児を行う。	
● ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業	子ども子育て支援課
小学校3年生までの児童のいるひとり親家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣し、その福祉の向上を図る。 (ひとり親世帯)	
● 母子生活支援施設保護	福祉総務課 子ども子育て支援課
配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことにより、福祉の向上を図る。 (ひとり親世帯)	
● ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発	子ども子育て支援課
ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、経済的支援策等各種制度について広報・啓発する。 (ひとり親世帯)	
● 家計改善支援事業	福祉総務課
家計の状況の把握が難しい方、収入と支払いのバランスがとれていない方、債務や滞納を抱えている方などに対して、自身で家計管理ができるよう相談にのるほか、利用者ごとに個別の計画を作成し、必要に応じて他機関の専門家や社会福祉協議会に支援をつなぐ。	
● 養育費の確保に関する支援	市民課
国の「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」等を未成年の子どもがいる離婚届の届出人に配布するなど、養育費確保のための環境整備に努める。	
● ケースワーカーによる生活相談・援助	生活福祉課
生活保護受給世帯に対し、生活保護ケースワーカーが相談・援助を行う。 (生活保護世帯)	
● 生業扶助（高等学校等就学費、技能修得）	生活福祉課
生計を維持するための小規模な事業に必要な費用や技能を修得するための費用の援助の一環としての、義務教育ではない高等学校等の就学費用等を援助する。 (生活保護世帯)	

● 母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉総務課
配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。 (ひとり親世帯)	
○ ひとり親家庭等生活向上事業（再掲）	東京都福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子どもの生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える。	
○ 養育費相談	東京都ひとり親家庭支援センターはあと
「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」において、ひとり親家庭や離婚前の方の養育費の取り決め、受取額の決定や変更、面接交渉の問題などについて相談に応じる。	
○ 自立支援強化事業	東京都福祉保健局
児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。	
○ ジョブ・トレーニング事業	東京都福祉保健局
児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する。	
○ 養育家庭等自立援助補助事業	東京都福祉保健局
養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、元里子からの生活相談対応などの自立に向けた援助に取り組む養育家庭等を支援する。	
○ 児童養護施設退所者等の就業支援事業	東京都福祉保健局
児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う。	
○ 専門機能強化型児童養護施設	東京都福祉保健局
虐待等により問題を抱える子どもたちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。	
○ 乳児院の家庭養育推進事業	東京都福祉保健局
都内乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた児童等の支援を充実させ、心身の回復を図る。あわせて、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰等の促進を図る。また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援等の強化及び地域交流支援等における取組を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図る。	

第4節 仕事を応援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。子育て世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職を得るため、また、所得の増大に資するための就労支援を行い、仕事と両立して安心して子どもを育てられるより良い就労環境の確保や、就職につながる資格・技能情報の収集と提供を行います。

また、経済的に不利な状況に置かれてしまう可能性の高いひとり親家庭に対し、子育てと就業の両立や、就業・転職の支援、一時的な保護など、東京都等の事業との連携による自立支援に努めます。

取組の分野

4-1 保護者の就労支援

4-2 ひとり親家庭の自立支援

関連データ

ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）

（全国） **80.8%**

（武蔵村山市） **86.6%**

（全国：平成27年国勢調査）

（武蔵村山市：ひとり親家庭等ニーズ調査 平成30年）

4-1 保護者の就労支援

● ハローワーク求人情報の提供

産業観光課

ハローワーク及び東京しごとセンターとの連携のもと、就職支援情報やパンフレット等の提供を行う。また、東京都労働相談情報センターと連携し、就職・再就職への情報収集を支援する環境整備を行う。

● 資格・技能情報の収集と提供

産業観光課

就職・再就職を支援するために、高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京しごとセンター等が実施する能力開発事業、資格取得等の支援事業の周知、案内・紹介を行う。

● 就労準備支援事業

福祉総務課

利用者ごとに個別の計画を作成し、就労に向けた支援を行う。

● 被保護者就労準備支援事業

生活福祉課

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
(生活保護世帯)

● 就労支援員による就労支援

福祉総務課
生活福祉課

就労支援（就業相談、職業の紹介、情報提供、自立に必要な助言）を行う。

● ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援

生活福祉課

福祉事務所にハローワークの窓口を定期的に設置し、両機関が連携して生活保護受給者等の就労を支援する。

● 生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業

生活福祉課

就職活動に取り組む生活保護受給者に、就職活動をするための費用を補助する。
(生活保護世帯)

● 就労自立給付金の支給

生活福祉課

生活保護を必要としなくなった者に対して、税・社会保険料等の負担を緩和するため就労自立給付金を支給する。

○ 母子家庭の母等に対する職業訓練等

東京都少子社会対策
部育成支援課

母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、就職の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な知識・技能を習得する職業訓練を一体とした「準備講習付き職業訓練」を行う。

4-2 ひとり親家庭の自立支援

● 養育費の確保に関する支援（再掲）

市民課

国の「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」等を未成年の子どもがいる離婚届の届出人に配布するなど、養育費確保のための環境整備に努める。

● 母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金

子ども青少年課

母子家庭の母又は父子家庭の父が自立に向けた就業を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給する。
また、養成訓練を修了した場合においては、養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を支給する。
(ひとり親世帯)

● 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

子ども青少年課

母子家庭の母又は父子家庭の父が就労するために必要な教育訓練を受講した場合、本人が対象教育訓練に支払った費用の60%に相当する額を支給する。
(ひとり親世帯)

○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

東京都福祉保健局

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。

○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

東京都ひとり親家庭支援センターはあと

東京都ひとり親家庭支援センターはあとにて、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、寡婦及びその関係者に対し、生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、面会交流支援、相談支援員のための研修会、情報提供紙「はあと通信」の発行等を行う。

○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

東京都福祉保健局

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う。

○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

東京都福祉保健局

ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する。

第5節 経済的な支援

子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態にかかわらず日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、出産・育児や教育・保育の利用に係る手当の支給など経済的支援を行います。

また、多子世帯や、障害者（児）のいる家庭など、各々の状況に応じ手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、家庭の経済的安定が図れるよう支援します。

取組の分野

5-1 子育てに関する経済的支援

5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等

関連データ

全国における、過去1年の食料が買えない経験及び衣服が買えない経験

（食料困窮経験） **16.9%** （衣服が買えない経験） **20.9%**

（子どものいる全世帯、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えたもの）
（生活と支え合いに関する調査（特別集計） 平成29年調査）

本市における、過去1年の食料が買えない経験及び衣服が買えない経験

小学5年生 （食料困窮経験） **14.6%** （衣服が買えない経験） **17.6%**

中学2年生 （食料困窮経験） **15.2%** （衣服が買えない経験） **22.0%**

（武蔵村山市生活実態調査 平成30年度）

5-1 子育てに関する経済的支援

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>● 児童扶養手当</p> <p>18歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父母(重度の障害がある場合を含む)又は養育者に手当を支給する。</p> | 子ども青少年課 |
| <p>● 児童育成手当</p> <p>児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害のある児童を養育している方に手当を支給する。</p> | 子ども青少年課 |
| <p>● 出産育児一時金</p> <p>国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給する(他の健康保険に加入している場合は、加入している健康保険から支給される。)</p> | 保険年金課 |
| <p>● 児童手当</p> <p>家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、中学3年生までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。</p> | 子ども青少年課 |
| <p>● 子どもの医療費助成事業</p> <p>就学前児童の保険診療に係る医療費の自己負担分及び入院時の食事分を助成する。また、6歳に達する日の翌日以後の4月1日から15歳に達する日以後の3月31日までの義務教育就学中の児童の保険診療に係る医療費の一部を助成する。</p> | 子ども青少年課 |
| <p>● 多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業</p> <p>国民健康保険の18歳未満の被保険者が2人以上いる場合であって、世帯の所得が200万円以下の世帯の場合に第2子に係る国民健康保険税の均等割額を半額に、第3子以降に係る均等割額を免除する(令和3年度まで。)</p> | 保険年金課 |
| <p>● 保育所等利用多子世帯負担軽減事業</p> <p>子どもを2人以上もつ世帯が保育所等を利用した際に、第2子の保育料を第1子の半額に、第3子を無償にすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。</p> | 子ども青少年課 |
| <p>● 認可外保育施設利用支援事業補助金</p> <p>認可外保育施設の利用者に対して保育料の一部の補助を行う。</p> | 子ども青少年課 |

5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等

● ひとり親家庭医療費助成事業	子ども青少年課
ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成し、保護者の負担軽減と保健の向上等を図る。	
● 生活保護法による各種扶助	生活福祉課
生活保護法による各種扶助を行う。 (生活保護世帯)	
● 住居確保給付金の支給	福祉総務課 生活福祉課
離職により住居を失った(失うおそれがある)方で、就労能力と就労意欲のある方に3か月を限度(一定条件により延長可)として住居確保給付金を支給する。	
● 母子及び父子福祉資金の貸付	子ども子育て支援課
20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父等を対象に資金の貸付を行う。	
● 女性福祉資金の貸付	子ども子育て支援課
配偶者のいない女性を対象に資金の貸付を行う。	
○ 生活福祉資金制度(再掲)	東京都福祉保健局
低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。	
○ 自立生活スタート支援事業(技能習得資金貸付等)	東京都福祉保健局
児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。	
○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	東京都福祉保健局
児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。	
○ 自立援助促進事業	東京都福祉保健局
児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。	

第6節 社会全体で応援

相対的な貧困等による問題は一見ただけでは把握しにくく、地域に根差した市民活動等による「気付き」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではなく「地域ぐるみ」の支え合いが重要です。より地域の実情に即した支え合いを実現するため、各地域で活躍する市民活動についての周知や、団体への支援を通じて地域での支え合いの普及拡大を図るとともに、民生・児童委員の活動を支援します。

また、本市を中心に活動する市民活動団体・企業の情報を分かりやすく伝えること、就学後の子どもへの支援について早期から周知することなどを目的に、市民への啓発活動に取り組みます。

取組の分野

6-1 市民活動への支援

6-2 市民への啓発活動

関連データ

全国における、就学援助制度に関する周知状況
(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)

65.6%

(平成29年度：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)

本市における、就学援助制度に関する周知状況

就学児健診や入学時及び毎年度の進級時に小学生・中学生全員に案内を配布

(教育総務課)

6-1 市民活動への支援

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ● 武蔵村山市ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」 | 協働推進課 |
| ボランティアの登録・要請、NPO 設立の相談、助成金の案内、各種講座の開催など、ボランティア・市民活動の総合的な支援を行う。 | |
| ● 市民活動補償制度 | 協働推進課 |
| 本市に活動の拠点を置く市民活動団体が、公益的な活動中に不測の事故により市民活動の従事者や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や、市民活動の従事者が負傷した場合に補償する。 | |
| ● 民生・児童委員活動支援 | 福祉総務課 |
| 各地域で住民の支援や相談に応ずるなどの民生・児童委員の活動を支援する。 | |
| ● 子ども食堂推進事業（再掲） | 子ども子育て支援課 |
| 地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりを支援する。 | |

6-2 市民への啓発活動

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ● 武蔵村山市市民活動ナビ | 協働推進課 |
| 「ボランティアやNPOを活用したい」「興味のある分野の団体に参加したい」「ほかの団体と協力や連携したい」等の際に活用できるよう、本市を中心に活動する市民活動団体・企業を紹介する「市民活動ナビ」を作成し、市内公共施設での製本版配布、ホームページでの公開を行う。 | |
| ● 就学援助制度の周知 | 教育総務課 |
| 就学援助制度の周知を図るため、全ての小学生及び中学生に対して就学援助制度についての案内を配布する。 | |
| ● 子どもの貧困問題啓発パンフレット | 福祉総務課 |
| 子どもの貧困が地域の身近な問題であることを理解してもらい、社会全体で子どもを育てる機運を醸成するための啓発パンフレットを作成する。 | |
| ● 子どもの貧困問題に関する理解促進 | 福祉総務課 |
| 子どもの貧困問題や、調査結果などに見る本市の状況を地域の人々に伝える講演会を開催し、子どもの貧困問題に関する市民の理解促進を図る。 | |
| ● 養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進 | 子ども子育て支援課 |
| 養育家庭制度の周知及び養育家庭に関わる人の理解と協力の促進を図る。 | |

第7節 主たる対象別の施策一覧

	基本目標1 支援につなげる・ 支援をつなぐ	基本目標2 子どもの学びを応援	基本目標3 生活を応援
全ての子ども・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●相談事業の連携強化(26) ●こころには赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業及び妊産婦・新生児等訪問指導(26) ●外国人語版ホームページの運用(25) ●子ども・子育て応援アプリ(25) ●子育て世代包括支援センター(ハグ)はぐ・むらやま(25) ●子ども家庭支援センター(25) ●子育てセンター事業(地域子育て支援拠点事業)(25) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談室(28) ●スクールカウンセラーの配置(28) ●確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成(28) ●特別支援学級(28) ●特別支援教室(28) ●私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金(29) ●地域未来塾(30) ●放課後子供教室の充実(30) ●土曜日チャレンジ学校(30) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもカフェ事業(33) ●放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(34) ●一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置(34) ●学童クラブと放課後子供教室の連携等(34) ●児童館の充実(34) ●賃貸住宅の供給促進(36) ●育児支援ヘルパー事業(36)
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの貧困対策推進連絡会(26) ●子育て応援ガイド(25) ●子ども家庭支援センター(25) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談室(再掲)(28) ●スクールカウンセラーの配置(再掲)(28) ●就学援助費(29) ●奨学資金(29) ●生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業(29) ●生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業(29) ●教育扶助(教材代、学習支援等)(29) ○生活福祉資金制度(29) ●地域未来塾(再掲)(30) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健指導票の交付(35) ●賃貸住宅の供給促進(再掲)(36) ●家計改善支援事業(36) ●ケースワーカーによる生活相談・援助(36) ●生業扶助(高等学校等就学費、技能修得)(36)
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人語併記(25) ●多文化共生推進事業協力員制度(25) ●乳幼児健康診査(26) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談室(再掲)(28) ●スクールカウンセラーの配置(再掲)(28) ●就学援助費(再掲)(29) ●奨学資金(再掲)(29) ○生活福祉資金制度(再掲)(29) ○受験生チャレンジ支援貸付事業(29) ●地域未来塾(再掲)(30) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健指導票の交付(再掲)(35) ●賃貸住宅の供給促進(再掲)(36) ●家計改善支援事業(再掲)(36)
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業(36) ●母子生活支援施設保護(36) ●ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発(36) ●家計改善支援事業(再掲)(36) ●養育費の確保に関する支援(36) ●母子・父子自立支援員による相談・支援(37) ○ひとり親家庭等生活向上事業(再掲)(37) ○養育費相談(37) 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付(29) ○ひとり親家庭等生活向上事業(29) ●地域未来塾(再掲)(30) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業(36) ●母子生活支援施設保護(36) ●ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発(36) ●家計改善支援事業(再掲)(36) ●養育費の確保に関する支援(36) ●母子・父子自立支援員による相談・支援(37) ○ひとり親家庭等生活向上事業(再掲)(37) ○養育費相談(37)
社会的養護の下で生活する子ども		<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設における学習・進学支援等(30) ○自立生活スタート支援事業(就学支度資金貸付)(30) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援強化事業(37) ○ジョブ・トレーニング事業(37) ○養育家庭等自立援助補助事業(37) ○児童養護施設退所者等の就業支援事業(37) ○専門機能強化型児童養護施設(37) ○乳児院の家庭養育推進事業(37)

(再掲)は本一覧内での再掲を示している

基本目標4 仕事を応援	基本目標5 経済的な支援	基本目標6 社会全体で 応援
<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワーク求人情報の提供 (39) ●資格・技能情報の収集と提供 (39) 	<ul style="list-style-type: none"> ●出産育児一時金 (42) ●児童手当 (42) ●子どもの医療費助成事業 (42) ●多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業 (42) ●保育所等利用多子世帯負担軽減事業 (42) ●認可外保育施設利用支援事業補助金 (42) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの貧困問題に関する理解促進 (45) ●養育家庭制度の周知 (45) ●子ども理解と協力の促進 (45) ●子ども貧困問題啓発パンフレット (45) ●子ども活動ナビ (45) ●就学援助制度の周知 (45) ●子ども食堂推進事業 (33) ●市民活動補償制度 (45) ●市民活動センター「ほほえみ」 (45) ●民生・児童委員活動支援 (45) ●武蔵村山市市民活動ナビ (45) ●武蔵村山市市民活動ナビ (45) ●武蔵村山市市民活動ナビ (45)
<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワーク求人情報の提供 (再掲) (39) ●資格・技能情報の収集と提供 (再掲) (39) ●被保護者就労準備支援事業 (39) ●就労支援員による就労支援 (39) ●ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 (39) ●生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業 (39) ●就労自立給付金の支給 (39) ○母子家庭の母等に対する職業訓練等 (39) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法による各種扶助 (43) ○生活福祉資金制度 (43) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワーク求人情報の提供 (再掲) (39) ●資格・技能情報の収集と提供 (再掲) (39) ●就労準備支援事業 (39) ●就労支援員による就労支援 (再掲) (39) ●ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 (再掲) (39) ○母子家庭の母等に対する職業訓練等 (再掲) (39) 	<ul style="list-style-type: none"> ●住居確保給付金の支給 (43) ○生活福祉資金制度 (再掲) (43) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワーク求人情報の提供 (再掲) (39) ●資格・技能情報の収集と提供 (再掲) (39) ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金 (40) ●母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 (40) ○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (40) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 (40) ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 (40) ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (40) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当 (42) ●児童育成手当 (42) ●ひとり親家庭医療費助成事業 (43) ●母子及び父子福祉資金の貸付 (43) ●女性福祉資金の貸付 (43) ○生活福祉資金制度 (再掲) (43) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活スタート支援事業 (技能習得資金貸付等) (43) ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (43) ○自立援助促進事業 (43) 	

() 内は施策掲載ページ (初出) ●=武蔵村山市の事業 (国・東京都等との連携含む) ○=東京都等における事業